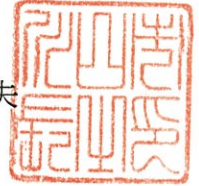


川住発第122号  
令和5年3月8日

川口市監査委員 澤野 高雄 様  
同 金井 洋 様  
同 榊原 秀忠 様  
同 芝崎 正太 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和3年11月29日執行の都市計画部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

財産管理について（住宅政策課）

住宅政策課の所管する備品等の管理において、川口市財産規則に則って行われていないものが散見されたので、適正な事務の執行、管理を徹底されたい。

講じた措置の内容

今回指摘された市営住宅集会所内の物品につきましては、備品受払簿への登録、備品管理票の貼付の措置を講じております。

また、市営住宅集会所内には、近隣自治会が所有する物品もあるため、自治会に対し、物品にシールを貼付し、管理簿を作成のうえ集会所内に設置して管理するよう措置を講じております。

